

令和8年度

皆野・長瀬下水道組合  
競争入札参加資格審査申請  
追加受付分

— 手 引 き —

# 皆野・長瀬下水道組合

## I 申請業務の区分

資格審査申請は、次に掲げる業務ごとに区分して行う。

- (1) **建設工事**：建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負の契約
- (2) **設計・調査・測量**：建設工事に係る設計、監理、測量及び調査の業務委託の契約
- (3) **土木施設維持管理**：道路、河川、苑地及び下水道の維持管理の業務委託の契約
- (4) **物品等**：物品の製造の請負、買入れ（建設資材を含む。）及び賃貸借、その他役務の提供に関する業務委託の契約

## II 入札参加資格の要件

「I 申請業務の区分」に掲げる契約に係る競争入札に参加できる者は、所定の資格審査を受け、**皆野・長瀬下水道組合競争入札参加資格者名簿**(以下「**資格者名簿**」という。)に登載された者とする。

## III 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格審査を受けることができない。

### (1) 共通事項

- ① 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の競争入札に参加させないこととされた者
- ③ 資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、不適格であると認められる者
- ⑤ 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。

ア 一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更しようとする場合

イ 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合

### (2) 申請業務別事項

- ① 『**建設工事**』にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ア 建設業の許可を受けていない方
  - イ 資格審査の申請の日前1年7月以内の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- ② 『**設計・調査・測量**』にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ア 測量業にあつては、測量業者登録を受けていない者
  - イ 建築設計業にあつては、建築士事務所登録を受けていない者
- ③ ①②以外の業種にあつては、それぞれに必要な登録、免許又は許可を受けていない者

#### IV 資格審査申請の手続き

資格者名簿に登載を希望する者は、次のとおり資格審査申請を行う。

##### (1) 資格審査申請の基準日

- ① 建設工事：経営事項審査の審査基準日（ただし、この場合の審査基準日は申請日前1年7月以内のものに限る。）
- ② 前①以外のもので：資格審査の申請の日において直近の決算日（決算手続が終了しているものに係る決算日に限る。）

##### (2) 資格審査申請の受付

- ① 受付期間 令和8年2月2日(月)から2月27日(金)まで（当日消印有効）
- ② 提出方法 郵送による提出のみ。持参不可。

なお、申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能な方法で送付してください。（普通郵便、レターパックは可）

封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。

受付票を返送するための返信用封筒を同封してください。

返信先の宛先を明記の上、所定の料金の切手を貼った定型封筒1通  
サイズは長形3号（120mm×235mm）

- ③ 送付先 〒369-1303

埼玉県秩父郡長瀬町大字中野上234-1

皆野・長瀬下水道組合 総務課

電話0494-66-0747

##### (3) 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

##### (4) 資格審査の申請業種数

資格審査を申請することができる業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して、申請業務の区分に応じ、それぞれ5業種以内とする。

##### (5) 資格審査の申請書類

- ① 資格審査を受けようとする方は、申請区分ごとに次表に掲げる申請書を提出しなければならない。

様式番号	申請区分 書類の名称	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理	物品等
様式第1号	皆野・長瀬下水道組合建設工事等競争入札参加資格審査申請書	○	○	○	
様式第2号	皆野・長瀬下水道組合物品等競争入札参加資格審査申請書				○
様式第3号	建設工事請負共通情報	○			

様式第 4 号	建設工事請負個別情報	○			
様式第 5 号	設計・調査・測量共通情報		○		
様式第 6 号	設計・調査・測量個別情報		○		
様式第 7 号	土木施設維持管理共通情報			○	
様式第 8 号	土木施設維持管理個別情報			○	

備考 表中○印の書類が提出を要する書類であることを示す。

② ①の申請書には、申請区分ごとに次表に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の名称	申請区分 摘 要	建設	設計	土木	物品
		工事	・調査・測量	施設維持管理	等
委任状（様式第 9 号）	代理人を置く場合	○	○	○	○
工事経歴書（様式第 10 号）	独自様式可	○			
業務経歴書（様式第 11 号）	独自様式可		○	○	
身分（元）証明書	個人事業者の場合	○	○	○	○
商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	法人事業者の場合	○	○	○	○
申請日現在有効な建設業の許可通知書又は許可証明書		○			
経営事項審査の総合評定値通知書		○			
納税証明書	消費税、法人税等 ※備考参照	○	○	○	○
技術者証	10 人以上の場合名簿可	○			
資格情報の写し	電気・管・電気通信・消防施設に係る工事業業者届出書等	○			
登録情報の写し	測量業者・建築士事務所・地質調査業者・補償／建築コンサルタント・不動産鑑定業者・測量証明事業者の登録に係る登録書等		○		
	営業に関し法令上必要とされる許可、認可又は登録を受けている旨の証明書類				○
役員及び組合員名簿	協同組合等の場合	○	○		

備考 1) 表中○印の書類が添付を要する書類であることを示す。

2) 証明書類については、これらの写しでも可とする。

又、発行日 3 ヶ月以内等の指定は特に設けない。

3) 納税証明書については、個人事業者の場合、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書を、法人の場合、「法人税」、「法人事業税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書を添付する。また、町内業者の場合、町税について未納税額のないことの証明書を併せて添付する。

③ 申請書類は、ホッチキスやクリップで留めずに、クリアホルダー（色指定無し）に挟み込んで提出する。

## V 資格審査及び格付

- 1 格付けについては、資格審査基準日における経営事項審査の総合評点に基づき審査し、土木・建築一式工事等については、A級、B級、C級の3等級に区分して行う。
- 2 前項以外の業務については、次に掲げる項目を審査する。
  - (1) 資格審査基準日を含む直近2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高
  - (2) 資格審査基準日における自己資本額
  - (3) 資格審査基準日における職員数

## VI 資格審査結果の公表

資格審査を受けた者は、資格者名簿に登載されるものとし、その資格審査結果（格付を含む。）は、閲覧により公表する。

## VII 変更等の届出

- 1 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、直ちに皆野・長瀬下水道組合競争入札参加資格変更届出書（様式第12号）に関係書類を添えて、提出しなければならない。
  - (1) 商号、名称又は所在地
  - (2) 営業所の名称、所在地又は電話番号
  - (3) 代表者
  - (4) 資本金額
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 代理人(新たに選任した場合を含む。)
  - (7) 許可を受けた業種
  - (8) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)等にあつてはその役員又は組合員
- 2 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により届け出なければならない。
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
  - (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
  - (3) 営業停止命令を受けたとき。
  - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
  - (6) 官公需適格組合（官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領(昭和61年企庁第834号)に規定する官公需適格組合をいう。）の証明を受けた中小企業等協同組合として資格審査を受けた者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
  - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、及び更生計画の認可がなされたとき。
  - (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、及び再生計画の認可がなされたとき。
- 3 各種届け出に関しては郵送可。受付印を押した書類等が必要であればを返送するための返信用封筒を同封すること。

## VII 参加資格の承継

相続、合併、会社分割又は営業譲渡により、資格者名簿に登載された者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、**皆野・長瀬下水道組合競争入札参加資格承継申請書（様式第13号）**に關係書類を添えて、営業の一切を継承した日から90日以内に提出しなければならない。

## IX 参加資格の抹消

- 1 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は当該名簿から抹消される。
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
  - (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の競争入札に参加させない者となったとき。
  - (3) 死亡(法人においては解散)してから90日を経過したとき。
  - (4) 金融機関に取引を停止されたとき。
  - (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反したとして公正取引委員会から排除勧告若しくは審判開始決定を受け、又は告発された場合で極めて悪質であると認められるとき。
  - (6) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項の規定に違反したことにより逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると認められるとき。
- 2 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は当該名簿から抹消されることがある。
  - (1) 変更等の届出を怠ったとき。
  - (2) 提出書類の記載事項が虚偽であったとき。
- 3 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は当該業務又は業種について当該名簿から抹消される。
  - (1) 建設工事の請負については、当該名簿に登載されている業種についての建設業の許可を受けていない者となってから新たに建設業の許可を受けることなく90日を経過したとき。

- (2) 測量業務については、測量業者登録を受けていない者となってから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
  - (3) 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けていない者となってから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。
  - (4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種については、その営業を廃止したとき、又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。
- 4 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員が、1又は2の規定により抹消されたときは、その経常建設共同企業体は当該名簿から抹消される。
- 5 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その経常建設共同企業体を当該業種の当該名簿から抹消する。
- (1) 資格者名簿に登載されている業種については、その構成員が3の規定により当該名簿から抹消されたとき。
  - (2) 資格者名簿に登載されている業種については、経常建設共同企業体が当該名簿からの抹消を申し出たとき。

## X 官公需適格組合

建設工事にあつては、官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、資格審査申請書書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 官公需適格組合証明書の写し
- (2) 5業者以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し

## XI 経常建設共同企業体

- 1 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ資格審査を受けることができない。
  - (1) 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
  - (2) 構成員の数は、3業者以内であること。
  - (3) 構成員のすべてが、資格審査を受けようとする業種について、その資格者名簿に登載されていること。
  - (4) 構成員のすべてが、資格審査を受けようとする業種について、2年以上の営業年数、元請としての一定の実績及び技術者を有すること。
  - (5) 構成員の格付（等級）が、同級又は一級差であること。
  - (6) 経常建設共同企業体としての格付（等級）が、構成員各個の格付（等級）より昇格すること。
- 2 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員となれない。
- 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれない。
- 4 資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、長瀬町経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
  - (1) 経常建設共同企業体協定書（様式第15号）
  - (2) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第16号）
  - (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
  - (4) 経常建設共同企業体カード（様式第17号）